



## 【誓約欄】

私は、阿見町浄化槽設置事業費補助金の交付を受けるに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

### 記

- 1 浄化槽法(昭和58年法律第43号)(以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、浄化槽を設置及び浄化槽の構造又は規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。
- 2 法第10条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。
  - (1) 保守点検(該当するものに☑)
    - 分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式、脱窒ろ床接触ばつ気方式
    - 処理対象人員が20人以下は年3回以上
    - 処理対象人員が21人以上50人以下は年4回以上
    - 上記以外の場合(大臣認定型など) 年\_\_\_\_\_回以上※
  - ※維持管理要領書等に記載されている回数を記載してください。分からない場合はメーカー又は浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。
  - (2) 清掃 年1回以上
- 3 法第11条第1項の規定に基づき、毎年1回水質に関する検査を受検すること。
- 4 1～3を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

以上

年 月 日

氏名\_\_\_\_\_